

計算書類に対する注記(万松会拠点区分用)

1.重要な会計方針

①固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品-定額法

・リース資産-所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ会計処理を採用している。

②引当金の計上基準

・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、当法人で採用している
(財)滋賀県社会福祉事業共済会退職制度に基づき、退職共済制度
掛け金相当額を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金 -職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に
帰属する額を計上している。

2.重要な会計方針の変更

該当なし

3.採用する退職給付制度

(財)滋賀県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

①拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

②拠点区分資金収支明細書(会計基準・別紙3(⑩))

③拠点区分事業活動明細書(会計基準・別紙3(⑪))は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建 物 | 314,475,812 | 0 | 11,370,961 | 303,104,851 |
| 合 計 | 314,475,812 | 0 | 11,370,961 | 303,104,851 |

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7.担保に供している資産

担保に供して資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|---------------|
| 建物(基本財産) | 303,104,851 円 |
| 計 | 303,104,851 円 |

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|---------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 142,800,000 円 |
| 計 | 142,800,000 円 |

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 314,475,812 | 115,717,095 | 303,104,851 |
| 建物 | 8,042,488 | 1,218,016 | 7,737,984 |
| 建物附属設備 | 80,489,358 | 45,436,923 | 72,901,752 |
| 構築物 | 12,990,579 | 13,152,234 | 11,274,817 |
| 車輛運搬具 | 2 | 4,790,098 | 2 |
| 器具及び備品 | 4,323,478 | 23,712,006 | 3,040,005 |
| 権利 | 72,800 | 232,270 | 72,800 |
| ソフトウェア | 118,067 | 708,400 | 0 |
| 合計 | 420,512,584 | 204,967,042 | 398,132,211 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位:円)

| 債券等の種別 | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 2,181,600 | | 2,181,600 |
| 未収補助金 | 3,022,540 | | 3,022,540 |
| 未収金 | | | |
| 合計 | 5,204,140 | - | 5,204,140 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及びに評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし